

公益社団法人
読書推進運動協議会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人読書推進運動協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これの変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、出版界と読書界との協調をはかり、広く国民各層に対して、日々の精神生活を豊かにし、学びの基礎となるとともに、未来を切り開く力となる読書の普及を推進し、もってわが国の文化と社会の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「読書週間」と「こどもの読書週間」の開催
- (2) 機関紙及び読書推進に関する刊行物の編集発行
- (3) 地域や職域などにおいて、長年にわたって読書の普及に貢献した団体や個人の顕彰
- (4) 読書の普及の推進に必要な調査
- (5) 読書相談や講演会など、読書の普及の推進に必要な会合の開催と後援
- (6) 国内外の関係団体及び個人、特に各都道府県読書推進運動協議会との交流及び協力、支援
- (7) すべての人が生涯にわたり安心して読書を楽しむことができる環境整備への提言
- (8) 21世紀の生活環境に対応した読書のあり方の研究
- (9) 読書の普及の推進のための基金等の運営、管理
- (10) そのほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(会員の資格)

第6条 この法人の会員は次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推薦されたものは、入会手続きを要せず、総会の承認と本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費等)

第8条 正会員、賛助会員は総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下、「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 名誉会員は会費等を納入することを要しない。

3 既納の会費等は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 総正会員が同意したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費を3年以上滞納したとき
- (4) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、第6条の定める正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

3 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額並びにその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 入会の基準
- (5) 会員の除名
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は毎年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、その必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、その総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、会長は総会の日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(書面決議等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決することができる。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によってその議決権を行使することができる。

3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

4 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときはその提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録等)

第20条 総会の議事録は、法令で定めるところにより作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上の者が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第21条 この法人には次の役員をおく。

(1) 理事 13名以上16名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とし、7名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副会長、常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、常務理事は理事会の決議によって理事のなかから選定する。

(役員要件)

第23条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

3 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用者である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表して、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決定に基づき日常の業務に従事し、総会の決議した事項を処理する。また、会長、副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

5 会長、副会長、常務理事は、毎年事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところに

より、監査報告書を作成すること

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査することならびに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること

(3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること

(4) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第26条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後でも新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員はいつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬)

第28条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、その理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第41条に定める理事会運営規則によるものとする。

(顧問)

第30条 この法人には理事会の決議を経て、顧問(若干名)を置くことができる。

2 顧問は、重要な事項につき、会長の諮問に応じる。

第6章 理事会

(設置)

第31条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所ならびに目的である事項などの決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制(理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう)の整備

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前項の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第3号、第4号の場合を除く。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは各理事が招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定に関わらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第39条 役員が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに記名押印する。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) この法人の設立当初読書推進運動協議会から継承した別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(財産の管理・運用)

第43条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支計算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書等(事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等の規程)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行にしたがうものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金の管理は、別途理事会で定める手続きによる。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において総正会員数の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、総会において総正会員数の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上の議決がある場合その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国もしくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第52条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事會はその決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事會の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局職員は理事會の決議を経て会長が任免し、有給とする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置い

ておかねばならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬等の規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料などを積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事會の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事會の決議により別に定める。

(公告)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は小峰紀雄とする。

附則

1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する変更の認定の日から施行する。

附則

- 1 この定款は、2018年10月20日より施行する。

公益社団法人 読書推進運動協議会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し必要な細則を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 本法人の会員は次の3種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員

2 正会員は次の2種類とする。

- (1) 一般会員
- (2) 特別会員

3 賛助会員は次の2種類とする。

- (1) 個人賛助会員
- (2) 法人賛助会員

(入会金)

第3条 本法人の入会金は正会員、賛助会員とも金1万円とする。
名誉会員は入会金を納付することを要しない。

(入会金の納期)

第4条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(会費)

第5条 正会員と賛助会員は、次の会費を納入しなければならない。

- | | |
|--------|-----------------|
| 一般会員 | 2万円以上 |
| | (一口1000円 20口以上) |
| 特別会員 | 5万円以上 |
| | (一口1000円 50口以上) |
| 個人賛助会員 | 1万円以上 |
| | (一口1000円 10口以上) |
| 法人賛助会員 | 5万円以上 |
| | (一口1000円 50口以上) |

(会費の納期)

第6条 正会員と賛助会員は、毎事業年度6月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第7条 事業年度の中途に入会した正会員と賛助会員の当該事業年度の会費は、第5条に定める会費について、入会が承認された月以後の月数を基礎として月割計算した額とする。

(会費の使途)

第8条 会費については、毎事業年度における合計額の80%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。